

# 知財マネジメントとデータマネジメント

- ・委託研究開発プロジェクトには知財マネジメントとデータマネジメントを適用します。  
対象/非対象プロジェクトは次の通りです。

①「バイオジェット燃料生産技術開発事業/実証を通じたサプライチェーンモデルの構築」

助成⇒非対象

②「バイオジェット燃料生産技術開発事業/微細藻類基盤技術開発」

②-1「微細藻類研究拠点における基盤技術開発」

2020～2022年度 委託⇒対象

2023～2024年度 助成⇒非対象

②-2「微細藻類研究拠点における基盤技術開発」

委託⇒対象

# 知財マネジメントとデータマネジメント

- ・複数の事業者が参加するプロジェクトでは、プロジェクト内での知財の共有化及び研究開発データの管理と共有化が重要です。また、第三者に利活用させることを検討することも重要です。

- ・背景、目的等の詳細は下記をご覧ください。

## 1)経済産業省ホームページ

「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドラインを策定しました」

「委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドラインを策定しました」

## 2)NEDOホームページ (今回の公募案内)

「知財マネジメント基本方針」

「データマネジメントに係る基本方針」

以下、参考

# 知財マネジメントとデータマネジメント

## 1. 知財及びデータ合意書の作成

(採択後～契約時)

- 各研究テーマごとに、事業者、再委託先、共同実施先の全参加者で合意。
- NEDOとの契約締結までに、合意書(押印前)をNEDOに送付し、NEDOの確認を受けてください。

ひな形は下記。

NEDOホームページ⇒委託・助成事業者の方へ⇒資産・知財・データマネジメント  
⇒NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて

[https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other\\_CA\\_00003.html](https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00003.html)

## 2. 実施体制の整備

- 知財及びデータに関する委員会を整備ください。  
技術委員会や連絡会等を作る場合は、兼ねても構いません。

注：再委託先、共同実施先を含めて、1機関しか存在しない研究テーマでは、上記1, 2は不要です。

# データマネジメント

## 3. データマネジメントプランの提出

(採択後～契約時)

- **事業者ごと**に本プロジェクトで得られるデータを予想し、データマネジメントプランを作成し、(再委託先や共同実施先も含めて)NEDOに提出してください。
- データマネジメントプランは表紙(届出書)をつけて提出してください。  
それらの書式は前ページのアドレスに掲載しています。  
様式1 届出書  
別紙1 データマネジメントプラン
- データマネジメントプランは原則としてNEDOとの契約前に提出してください。  
但し、契約前にデータの内容を想定することが困難な場合はプロジェクト中で、内容が想定できた時点で提出してください。
- データの括り方は大まかでも構いません。(例:○○の電気特性データ)

# データマネジメント

## 4. 取得データのメタデータ(索引情報)の提出 (プロジェクト終了ごろ)

- ・事業者ごとに「PJ外公開可能なデータ」が取得された場合は、どのようなデータであるかを示す索引情報を提出してください。
- ・索引情報(メタデータ)は表紙(届出書)をつけて提出してください。  
それらの書式は前々ページのアドレスに掲載しています。  
様式2 届出書  
別紙2 メタデータ
- ・NEDOは索引情報を公開し、広く利活用者を募ります。  
但し、利活用するかの最終決定権者はプロジェクト参加者です。

## 参考： データマネジメントとは

データマネジメントとは？

広義：データを管理する事

狭義：国立研究所などの研究データを活用するべく  
管理する事。他者との共有や実施許諾を含む



英国 2011年RCUK(英国研究会議)  
がガイドライン策定



米国 2010年国立科学財団導入  
2015年エネルギー省導入



EU 2014年ガイドライン策定  
欧州中期成長戦略の一環

参考 [http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11064840/www.jpo.go.jp/shiryuu/toushin/chousa/pdf/zaisanken/2016\\_04.pdf](http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11064840/www.jpo.go.jp/shiryuu/toushin/chousa/pdf/zaisanken/2016_04.pdf)

# 参考： 関連アドレス

---

経済産業省

「委託研究開発における知的財産マネジメントに関する運用ガイドラインを策定しました」

[https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu\\_kakushin/innovation\\_policy/IpManagementGuidline.html](https://www.meti.go.jp/policy/economy/gijutsu_kakushin/innovation_policy/IpManagementGuidline.html)

経済産業省

「委託研究開発におけるデータマネジメントに関する運用ガイドラインを策定しました」

[http://www.meti.go.jp/policy/innovation\\_policy/data\\_manegement.html](http://www.meti.go.jp/policy/innovation_policy/data_manegement.html)

NEDOホームページ⇒委託・助成事業者の方へ⇒資産・知財・データマネジメント  
⇒NEDOプロジェクトにおけるデータマネジメントについて

[https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other\\_CA\\_00003.html](https://www.nedo.go.jp/jyouhoukoukai/other_CA_00003.html)

国の研究開発プロジェクトに係る研究成果の取扱い  
(世界各国のデータマネジメントに関する調査報告あり)

[http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11064840/www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/zaisanken/2016\\_04.pdf](http://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11064840/www.jpo.go.jp/shiryou/toushin/chousa/pdf/zaisanken/2016_04.pdf)